

特別の法人の行う無料職業紹介事業届出

○ 特別の法人の行う無料職業紹介事業の要件

- 1 特別の法律に基づいて設立された以下の法人で、構成員の数が 10 以上のもの
 - ・農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）の規定により設立された農業協同組合又は農業協同組合連合会
 - ・水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）の規定により設立された漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工協同組合連合会
 - ・中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）の規定により設立された事業協同組合、事業協同組合連合会又は中小企業団体中央会
 - ・商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）の規定により設立された商工会議所
 - ・中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）の規定により設立された商工組合
 - ・商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）の規定により設立された商工会
 - ・森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）の規定により設立された森林組合
- 2 当該法人の直接若しくは間接の構成員を求人者とするもの
- 3 職業紹介に関し、いかなる名義でもその手数料又は報酬を受けないで行うもの

○ 届出書類

- 1 特別の法人無料職業紹介事業届出書（様式第 1 号の 2）正 1 部、写 2 部
技能実習のために求人者を組合員に限定する場合は下記事項を「⑥構成員等」に記載すること。
出入国管理及び難民認定法に基づく外国人実習制度に係る職業紹介
求人者：○○○協同組合の構成員 ○○社
求職者：組合員企業へ就労しようとする者 外国人技能実習生○○人
- 2 特別の法人職業紹介事業計画書（様式第 2 号）正 1 部、写 2 部
- 3 特別の法人職業紹介事業取扱職種等届出書（様式第 6 号）正 1 部、写 2 部
技能実習のために求人者を組合員に限定する場合は下記事項を記載すること。
出入国管理及び難民認定法に基づく外国人実習制度に係る職業紹介
求人者は組合の組合員に限る
- 4 取次機関に関する申告書（様式第 10 号）正 1 部、写 2 部

○ 添付書類

- 1 定款又は寄付受行為 写 2 部
事業目的に「職業紹介事業」を行う旨の記載があること
- 2 登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 正 1 部、写 1 部

事業目的に「職業紹介事業」を行う旨の記載があること

- 3 構成員一覧表 2部
- 4 理事一覧表（理事に変更があった場合、行政庁の認可書があれば添付） 2部
- 5 事務所の賃貸借契約書 写2部
自己所有の場合は建物の不動産登記簿 正1部、写1部
- 6 個人情報適正管理規定 2部
- 7 業務の運営に関する規程 2部
- 8 特別の法律により設立された法人であることが確認できる書類 写2部
- 9 その他の確認書類
職業紹介責任者講習受講証明書（写）、事業所レイアウト及び写真、
理事等が禁止されている兼業を行っていないことの「確約書」
状況により、他の書類の提出を求めることがあります。

○ 国外にわたる職業紹介事業を行う場合

- 1 相手先国の関係法令及びその日本語訳（職業安定法、技能実習制度に関する法律等）
写2部 ※職業紹介の実施が認められている根拠となる部分のみ添付
- 2 相手先国において、国内外にわたる職業紹介について、当該取次機関（送出機関）としての活動が認められていることを証明する書類及びその日本語訳（「商業登記」及び「許可証」に相当する書類） 写2部
※当該取次機関の活動が認められていることを証明する部分のみ添付
- 3 取次機関と事業者の業務分担について記載した書類（協定書等） 写2部